

高 第 9 6 8 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日

各養護老人ホーム施設長 様

島根県健康福祉部長
(高齢者福祉課)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 67 号。以下「条例」という。）については、本日公布され、同日に施行されたところです。

この条例の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、これにご留意の上、適切な運営をよろしく申し上げます。

記

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）の施行により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものである。

2 条例の概要

次に掲げる養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めること。

- (1) 配置する職員及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) 入所定員
- (5) その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 条例で定める基準について

この条例で定める基準については、国の基準である「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和 41 年厚生省令第 19 号）の規定に準じて定めたところであり、その解釈及び取扱いについては、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「国通知」という。）に準じるものとする。ただし、非常災害に対する具体的な計画については、国通知のほか、5 に掲げる事項について留意すること。

5 非常災害に対する具体的な計画（条例第 8 条第 2 項）

- (1) 計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。
- (2) 計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導體制等）、避難経路・避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。

6 その他

条例全文（県報号外第 174 号）については、県庁ホームページの島根県報ページよりダウンロードできますのでご利用ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/>